

令和 7 年 4 月 2 5 日

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職— 3 2 8）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 3 病気休暇関係 1・2 （略） 3 前項の「病気休暇の日以外の勤務しない日」には、年次休暇又は特別休暇を使用した日、 <u>育児休業法第 2 6 条第 1 項に規定する育児時間の承認を受けて勤</u>	第 1 3 病気休暇関係 1・2 （略） 3 前項の「病気休暇の日以外の勤務しない日」には、年次休暇又は特別休暇を使用した日 <u>等</u> が含まれ、また、1 日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれ

<u>務しない日等</u>が含まれ、また、 1 日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。 4 ～ 6 (略) 7 規則第 2 1 条第 5 項の「病気 休暇の日以外の勤務しない日」 には、年次休暇又は特別休暇を 使用した日、<u>育児休業法第 2 6 条第 1 項に規定する育児時間の 承認を受けて勤務しない日等</u> が含まれ、また、1 日の勤務時間 の一部を勤務しない日（当該勤 務時間の一部に<u>第 2 1 条第 2 項</u> に規定する育児時間等がある日 であって、当該勤務時間のう ち、当該育児時間等以外の勤務 時間のすべてを勤務した日を除 く。）が含まれるものとする。 8 (略)	るものとする。 4 ～ 6 (略) 7 規則第 2 1 条第 5 項の「病気 休暇の日以外の勤務しない日」 には、年次休暇又は特別休暇を 使用した日<u>等</u>が含まれ、また、 1 日の勤務時間の一部を勤務し ない日（当該勤務時間の一部に <u>同条第 2 項</u>に規定する育児時間 等がある日であって、当該勤務 時間のうち、当該育児時間等以 外の勤務時間のすべてを勤務し た日を除く。）が含まれるもの とする。 8 (略)
---	--

以 上